

## 「農山漁村再生可能エネルギー法に関する相談窓口」の設置について

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が、平成26年5月1日に施行されました。

同法第4条1項に基づき、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する農山漁村の活性化に関する基本的な方針」が同年5月16日に告示され、国の相談窓口を地方農政局等に設けることとされています。

沖縄総合事務局では、市町村による基本計画の策定手続き等に関する相談、再生可能エネルギーの利活用に関する情報の提供等を行い、現場の実情に応じたきめ細かな対応を行うため、下記のとおり相談窓口を設置しています。

| 窓 口 担 当 部 署   | 電 話 番 号                     |
|---|-----------------------------|
| 〒900-0006<br>那覇市おもろまち2-1-1<br>那覇第2地方合同庁舎2号館(8階)<br><br>沖縄総合事務局 農林水産部 食品・環境課 | <b>098-866-1673</b><br>(直通) |